

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第4条)
- 第2章 観光案内人への規制(第5条 - 第14条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町観光案内人条例(令和元年竹富町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。ただし、条例第2条第1項第2号の「自然環境資源」の意義は、エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)の「自然観光資源」と読み替えて使用することができる。

第3条 条例第2条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) バス又はタクシーを運転し又はそれに同乗する者が、もっぱら車内で行う案内行為
- (2) 水牛車を運行し又はそれに同乗する者が、もっぱら牛車内で行う案内行為
- (3) もっぱら集落内又は集落周辺における歴史、文化等の案内行為
- (4) 街区公園、児童公園等の遊び場として整備された公園内において行う案内行為
- (5) その他、自然環境資源に負荷を与えないものとして、本規則第14条に規定する審査委員会(以下、「審査委員会という」)が認めた行為

(マスコミ等関係者の届出書の提出)

第4条 条例第6条第3項の規則で定める届出事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は管理人の氏名)並びに緊急時の連絡先
- (2) 立入者の人数及び氏名
- (3) 立入の目的
- (4) 立入の場所
- (5) 立入の期間及び日数
- (6) 使用する機材等の種類及び使用目的並びに使用方法
- (7) 観光案内人その他の者の同行の有無及び同行させる場合にはその者の氏名及びその所属
- (8) 本条令を遵守することに対する誓約

2 条例第6条第3項にいう届出書とは、「西表島等への立入に関する事前届出書(様式第1号)」をいう。

3 条例第6条第3項にいう届出は、マスコミ等関係者による自然環境資源を対象とした取材、撮影若しくは録音又は調査、研究(以下、「取材等」という。)を目的とした立入に関するものであって、西表島等の集落内又は集落周辺における歴史、文化、人物等

に対する取材等を行う場合は、この限りではない。

- 4 マスコミ等関係者が、別途、関係法令等の規定に基づいて関係行政機関に立入申請等を行った場合においては、当該機関から発行された通知等の写しをもって本項の規定による届出書に代えることができる。
- 5 同一の法人又は団体に所属するマスコミ等関係者が、1年度内に延べ2回以上、西表島等に立入ることが想定される場合には、本条の届出等に加えて、次に掲げる事項を記した書面を添付することで、当該年度の立入について一括申請することができる。
 - (1) 1年度内に西表島等に立入る可能性のある者全ての氏名、所属及び身分を記載した名簿
 - (2) 前号の名簿記載者のうち1名以上が、竹富町、竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会(以下、「推進協議会」という。)その他の関係行政機関が主催し、本条例又は関係法令等の遵守のために実施する研修等を1年以内に受講したことを証明する書類
- 6 町長は、本条に基づく申請に不備がないと判断した場合には、届出書を提出した者に対して、遅滞なく、西表島等への立入証を交付するものとする。

第2章 観光案内人への規制

(免許)

- 第5条 条例第8条第2項の規定により観光案内人の免許を受けようとする観光事業者は、「西表島等の観光事業者免許申請書(様式第2号)」及び別紙1に掲げる文書を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の免許申請者が法人であって、その本店の住所が西表島等でない場合の申請においては、以下の各号の条件を満たさなければならない。
 - (1) 西表島等に自然観光事業を行うための営業所、施設等を有し、かつ西表島等の住所において支店登記がなされていること。
 - (2) 西表島等において過去4年以内に延べ3年以上の自然観光事業の実績又は延べ300日以上自然観光案内の実働日数を有し、かつ西表島等に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録をした者を現場代理人として配置すること。
- 3 本条第1項の免許申請を行う観光事業者は、自ら観光客を案内する場合も含めて、全ての観光ガイドについて「西表島等の観光ガイド免許申請書(様式第6号)」及び別紙2に掲げる文書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が審査委員会の意見を聞いて特段の配慮を認めたものはこの限りではない。
- 4 本条第1項及び第3項の観光案内人の免許申請は、個人事業においてはその本人、法人事業にあつてはその代表者又は本条第2項第2号の現場代理人がこれを行う。
- 5 条例第8条第2項第1号、第2号及び第4号から第6号までに關しては、本条第1項の「西表島等の観光事業者免許申請書(様式第2号)」及び「西表島等の観光ガイド免許申請書(様式第6号)」の提出をもってこれを行う。
- 6 条例第8条第2項第7号に規定する自然観光事業の実績を示す文書とは、別紙1に掲げるいずれかのものとし、観光事業者の免許申請に必要な実績は、西表島等において過去4年以内に延べ3年以上の自然観光事業の実績又は延べ300日以上自然観光案内の実働日数とする。
- 7 条例第8条第2項に規定する免許申請書類の提出は、町長が指定する「免許申請期間」内に行わなければならない。
- 8 町長は、前項の「免許申請期間」の設定に際しては、当該期間として最低2か月間以

上の猶予を与え、かつ当該期間の始期の最低1か月前より公告しなければならない。

第6条 条例第8条第7項の規定により免許を受けた観光事業者で、個人事業主の場合にあっては開業届又は納税証明書に記載される住所、法人の場合にあっては法人登記簿に記載される本店の住所に応じて、次の各号に定める登録料を納めなければならない。

- (1) 当該住所が西表島等にある観光事業者の場合：30,000円
- (2) 当該住所が前号以外の竹富町にある観光事業者の場合：45,000円
- (3) 当該住所が前2号以外の沖縄県にある観光事業者の場合：90,000円
- (4) 当該住所が沖縄県外にある観光事業者の場合：270,000円

2 観光事業者は、前各号の登録料の他、観光ガイド1人につき20,000円の登録料を納めなければならない。但し、前項第1号の事業者に限り1人目の観光ガイドの登録料は10,000円とする。

3 既に納めた登録料は、いかなる理由をもってしても還付しない。

4 本条第1項及び第2項の登録料の納付は、条例第12条に規定する免許更新時においても準用する。

第7条 条例第8条第8項の規則に定める講習、研修等と、その受講、参加回数については、次のとおりとする。

- (1) 推進協議会が主催する法令等に関する講習会：年1回以上
- (2) 推進協議会が主催又は認定する、利用ルール、安全管理等に関する研修会等：年2回以上
- (3) 消防局、日本赤十字社その他団体が主催する救命救急に関する講習：年1回以上

2 免許を受けた観光案内人は全て、前項に定める講習、研修等を修了したことを証明する文書を町長に提出しなければならない。

3 観光事業者は、当該年度(4月1日から翌年3月31日までの1年間)に受講した講習、研修等の修了証を、次年度の4月1日から2か月以内に一括して提出する。

第8条 条例第8条第9項の規則に定める免許証等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 竹富町観光事業者免許状(様式第7号)
- (2) 竹富町観光ガイド免許証(様式第8号)
- (3) 竹富町観光ガイド徽章
- (4) 竹富町観光事業者の車両、船舶、カヌー、シーカヤック、スタンドアップパドル等の使用機材に貼付する証票

2 前4号の証票は、有料とする。

(変更等の届出)

第9条 条例第11条第1項の規定により、条例第8条第2項に掲げる事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときには、「西表島等の観光案内人免許申請事項の変更又は事業の廃止に関する届出書(様式第9号)」及び様式第9号欄外に記載の添付書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、免許申請事項の変更を行う観光案内人に対して、継続的な業務の遂行に支障を来さないよう、条例第8条第2項から第9条までの規定を準用して適切に審査を行わなければならない。

3 観光ガイドとして従事する者を追加する場合には、当該免許の有効期限に関わらず、

1人につき第6条第2項の登録料を納めなければならない。

(免許の更新)

第10条 条例第12条第1項の規則に定める観光案内人の免許の有効期間は、3年間とする。

2 免許更新を行う観光案内人は、条例第8条第2項並びに規則第5条及び第7条の規定を準用して、必要な文書を提出しなければならない。

(自然観光事業を実施する上での観光案内人の遵守事項)

第11条 条例第14条第1項の規定により定める要領は、別紙3のとおりである。

(観光事業者の業務に関する関係書類の整備)

第12条 条例第15条第1項の規則に定める自然観光事業に係る関係書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 賠償責任保険加入証明書の写し

(2) 西表島等における自然観光事業の年間実績報告書(様式第10号)

(3) 西表島等における自然観光事業の月別実績内訳書(別紙4)

2 観光事業者は、前項の関係書類を、当該年度(4月1日から翌年3月31日までの1年間)分をとりまとめ、次年度の4月1日から2か月以内一括して提出しなければならない。

2 本条第1項の規定により整備した書類の保存期間は、提出日より3年とする。

(関係法令の適用)

第13条 条例第4条第2項、第5条第1項から第3項まで、第20条第1項及び第22条第1項に規定する関係法令には、エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づいて策定された「エコツーリズム推進全体構想」も含むものとする。

(審議会)

第14条 町長は、条例第21条第1項で設置する審議会とは別に、当該審議会の下部機関として、審査委員会を設置して、観光案内人の免許の付与若しくは更新の是非に関して、又は条例第22条第1項に基づく観光案内人への指導、勧告若しくは命令に関して、審査を行わせることができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

令和2年6月16日までに免許申請を行った者に関しては、免許の交付が行われるまでの期間、条例第8条第1項の規定は適用しない。

様式第 1 号(第 4 条関係)
西表島等への立入に関する事前届出書

様式第 2 号(第 5 条第 1 項関係)
西表島等の観光事業者免許申請書

別紙 1 (様式第 2 号添付文書一覧)

様式第 3 号(第 5 条第 1 項関係)
西表島等の各種団体への所属証明書

様式第 4 号(第 5 条第 1 項関係)
西表島等の公民館への所属証明書

様式第 5 号(第 5 条第 1 項及び第 3 項関係)
反社会的勢力排除に関する誓約書

様式第 6 号(第 5 条第 3 項関係)
西表島等の観光ガイド免許申請書

別紙 2 (様式第 6 号添付文書一覧)

様式第 7 号(第 8 条第 1 項第 1 号関係)
竹富町観光事業者免許状

様式第 8 号(第 8 条第 1 項第 2 号関係)
竹富町観光ガイド免許証

様式第 9 号(第 9 条関係)
西表島等の観光案内人免許申請事項の変更又は事業の廃止に関する届出書

別紙 3 (第 11 条関係)
観光旅行者等への事前説明及び同意書に関する作成要領

様式第 10 号(第 12 条関係)
西表島等における自然観光事業の年間実績報告書

別紙 4 (様式第 10 号添付書類)
西表島等における自然観光事業の月別実績内訳書